

令和2年度宮崎県消費生活相談員研修（資格取得支援）事業に係る 企画提案募集要領

1 事業の目的

市町村における消費生活相談業務を支援するため、市町村の消費生活相談員等の国家資格取得に向けた講座を実施し、消費生活相談員の資質向上を図る。

2 委託料の上限額

3,000,000円（消費税及び地方消費税額を含む。）

3 委託業務の概要

(1) 講座の実施（12日間）

市町村の消費生活相談員等を対象に、消費生活相談員資格試験（国家試験）の合格に必要とされる専門知識等について、専門家による講座を実施。

(2) 研修事業の管理運営

カリキュラムの作成、講師の手配、講義で使用するテキスト・機器等の調達、講座当日の司会進行、受講生の出席管理等、講座の実施に必要な業務

※ 詳細は、別添令和2年度宮崎県消費生活相談員研修（資格取得支援）業務委託仕様書を参照。

4 委託業務の実施期間

契約締結の日から（独）国民生活センターが実施する消費生活相談員資格試験の第1次試験の前月末日まで

5 企画提案募集の応募資格

- (1) 委託業務を円滑に実施するために必要な経営基盤及び体制を有すること
- (2) 研修等の実績があること
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号に該当するものでないこと
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものでないこと
- (5) 宗教活動や政治活動を目的とした団体でないこと

6 応募の方法等

下記(1)の書類を6部（正本1部、副本5部）作成し、下記(2)のとおり提出すること。

(1) 提出書類

- ア 企画提案応募書（様式第1号）
- イ 法人に関する調書（様式第2号）
- ウ 当該研修事業に係る運営体制についての資料（様式第3号）
- エ 研修企画書（様式第4号）
- オ 費用積算書（様式第5号）
- カ 研修等の実績（様式第6号）
- キ 誓約書（様式第7号）
- ク 法人の定款、規約又はこれに代わるもの（様式は任意）
- ケ 直近1年間の収支計算書及び貸借対照表又は財産目録（様式は任意）
- コ 令和2年度の収支予算書（様式は任意）

(2) 提出方法等

- ア 提出方法：郵送又は持参
- イ 提出先：〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号（県庁本館3階）
宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課 消費・安全担当
- ウ 提出期限：令和2年5月15日（金）午後5時まで（必着）

7 説明会の日時等

- (1) 日時：令和2年5月8日（金）午後3時から
 - (2) 場所：宮崎県庁1号館4階 総合政策部会議室
（宮崎市橘通東2丁目10番1号）
 - (3) 参加方法：下記11の問い合わせ先に事前に連絡すること。
- ※ 説明会に参加しない場合も、応募は可能。

8 審査等

- (1) 日時：令和2年5月22日（金）午後3時から
- (2) 場所：宮崎県庁1号館4階 総合政策部会議室
（宮崎市橘通東2丁目10番1号）
- (3) 審査方法

県の審査委員が、応募者の提出書類とプレゼンテーションの内容により、次の項目について審査を行う。

項 目	ポ イ ン ト
研修科目及び研修内容	① 研修科目は適切であり、十分に研修目的を達成できるものであるか。 ② 研修内容は適切であり、最新の情報や新たな視点が盛り込まれているか。

	③ 講師の確保は可能か。
研修等の実績	① 過去の研修等の実績から見て、委託業務の円滑な実施が見込まれるか。
費用積算の妥当性	① 研修費用は合理的に積算されているか。
研修運営	① 研修運営責任者の経験・実績は十分であるか。 ② 研修を円滑に実施できる運営スタッフが配置されているか。 ③ 台風や大雨などの非常災害時におけるバックアップ体制は十分であるか。

(4) 審査結果の通知

5月下旬頃に、応募者に文書で通知する。

9 契約の締結等

県は、上記8の審査において選定した法人と協議し、委託の内容について合意に達した場合は、当該法人と委託契約を締結する。

10 留意点等

- (1) 応募は、1法人につき1件とする。
- (2) 応募に係る費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出書類及び契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 提出書類は、返還しない。
- (5) 次のいずれかに該当するときは、その応募は無効とする。
 - ア 応募者が上記5の応募資格を満たさない場合
 - イ 提出書類に虚偽の内容があった場合
 - ウ 応募者が、直接的又は間接的に、県の審査委員又は職員に対して審査に関する不正な接触を行った場合
- (6) 上記9の協議により、応募者が提出した企画提案の内容に変更を加えることがある。
- (7) 受託者は、契約の締結時に、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を県に納付しなければならない。ただし、宮崎県財務規則第101条第2項各号に該当し、県が同項により納付を免除する場合を除く。
- (8) 委託料は、精算払により支払う。
- (9) 委託業務の再委託は、原則として禁止する。
- (10) 受託者は、県と十分に協議を行いながら委託業務を実施するものとする。
- (11) 委託業務の実施に伴って受託者が取得した財産に関する一切の権利は、県に帰属する。

(12)受託者は、委託業務において、受講者から受講料やテキスト代等の経費を徴収してはならない。

(13)受託者は、受講者等に対し、委託業務の実施に関して知り得た個人情報を利用して受託者が行う営利活動等の勧誘を行ってはならない。

11 問い合わせ先

宮崎県総合政策部生活・協働・男女参画課 消費・安全担当 坂本

所在地：〒880-8501 宮崎市橘通東2丁目10番1号

電話：0985-26-7054

FAX：0985-20-2221

E-mail: seikatsu-kyodo-danjo@pref.miyazaki.lg.jp

令和 年 月 日

企画提案応募書

宮崎県知事 殿

法 人 名

所 在 地 〒

代 表 者 氏 名

印

令和 2 年度宮崎県消費生活相談員研修（資格取得支援）事業について、次のとおり関係書類を添付して応募します。

添 付 書 類	
1	法人に関する調書（様式第 2 号）
2	当該研修事業に係る運営体制についての資料（様式第 3 号）
3	研修企画書（様式第 4 号）
4	費用積算書（様式第 5 号）
5	研修等の実績（様式第 6 号）
6	誓約書（様式第 7 号）
7	法人の定款、規約又はこれに代わるもの
8	直近 1 年間の収支計算書及び貸借対照表又は財産目録
9	令和 2 年度の収支予算書

法人に関する調書

(令和 年 月 日現在)

法人名			
所在地			
代表者			
担当所属名		担当者職・氏名	
連絡先	電話	F A X	
	E - m a i l :		
設立年月日		資本金等	千円
ホームページ	あり [http://]・なし		
会員数又は 株主数	人	役員数	人
前年度決算額 (見込)	千円	本年度 予算額	千円
職員数 (常勤)	人	うち 研修担当	人
法人の概要・ 主な事業内容 等	1 概要・沿革		
	2 組織		
	3 主な事業内容・活動内容		

当該研修事業に係る運営体制についての資料

1 運営方針

--

2 事務局の人員体制

役割	役職名	氏名	経験年数	業務内容
運営責任者				
企画担当者				
運営スタッフ				講座当日の司会進行

3 危機管理への対応・体制

区分（ケース）	支援体制等
講師に事故等があった場合	
事務局のスタッフ等に事故等があった場合	
非常災害等（台風、大雨等）の場合	

4 その他運営について特記すべき事項

--

費 用 積 算 書

1 見積金額（税抜）	_____	円
消費税及び地方消費税額	_____	円
合計金額	_____	円

2 積算内訳（税抜）

区 分	積 算	金額（円）
(1) 講座実施経費		
講師謝金		
講師旅費		
テキスト代		
書籍代		
その他		
(2) 研修運営費		
① 人件費（研修事務）		
② 人件費（プログラム・ テキスト等作成）		
③ 旅 費		
④ 通信費		
⑤ 備品・消耗品費		
⑥ その他の経費		
(3) 管理費	委託費用の○%	

消費者問題に関する研修及び消費生活相談の実績

年 度	活 動 内 容

※ 地方公共団体と、当委託業務と同様の委託契約を締結している場合は、その委託契約書の写しを添付してください。

令和 年 月 日

宮崎県知事 殿

法 人 名

所 在 地 〒

代 表 者 氏 名

印

代 表 者 の 生 年 月 日

代 表 者 の 性 別

誓 約 書

私は、令和2年度宮崎県消費生活相談員研修（資格取得支援）事業に係る企画提案募集要領5の応募資格をすべて満たしていることを誓約します。